

福井都市ガス株式会社 ガスファンヒーター無料モニター規約

(適用)

第1条 この規約は、福井都市ガス株式会社（以下「当社」といいます。）が所有するガスファンヒーター（以下、「ファンヒーター」といいます。）を無料モニター（以下、「モニター」といいます。）として貸し出すことについて、必要な事項を定めるものです。

2 この規約は、当社が「ガスファンヒーター無料モニター申込書」（様式第1号、以下「申込書」といいます。）にて貸し出しするファンヒーターのみに適用されます。ファンヒーターの取り付け以外に電気工事や付帯工事が必要な場合、その費用を別途申し受けいたします。

(モニター申込みの前提条件)

第2条 モニター申込みにあたっては、次の各号に掲げる要件が前提となります。

- (1) 申込者が当社との間でガス使用契約を締結していただいていること。
- (2) 一般ガス供給約款で家庭用使用していただいていること。
- (3) 申込する時点においてファンヒーターを保有、使用していないこと。
- (4) 申込する時点においてガス給湯器を保有、使用していただいていること。
- (5) ファンヒーターを利用することのできるガス設備がある又は準備していただくこと。
- (6) 当社が依頼するアンケート等に協力いただくこと。
- (7) 申込者が当社のガス料金を完納していること。

(モニターの申込み)

第3条 モニターを希望する場合は、申込書を当社に提出していただきます。

(モニターの決定)

第4条 当社は、第2条の要件を満たしている申込者から申込みがあったときは、当社により定められた上限台数を限度にお客さまを抽選等により選定し、「ガスファンヒーター無料モニター決定案内書」（様式第2号、以下「決定案内書」といいます。）により申込者に通知いたします。

(モニター期間)

第5条 モニター期間は、10月1日以降で申込者が希望する日から5年が経過した翌4月30日までの期間といたします。

(ファンヒーターの取付け)

第6条 当社は、決定案内書に基づきファンヒーターを10月1日以降で申込者が希望する日に原則として当社が使用場所に訪問し、取り付けいたします。

(ファンヒーターの取外し)

第7条 当社は、ファンヒーターをモニター期間終了後、使用者（モニターに選ばれ、当規約に基づきファンヒーターを設置、使用している方。以下同じ。）が希望する日に原則として当社が使用場所に訪問し、取り外し回収いたします。

(使用者の責務)

第8条 使用者は、ファンヒーターの使用に際し、次に掲げる事項を守っていただくものとします。

- (1) 取扱説明書に記載された使用方法等を遵守すること。
 - (2) 盗難等を防止するため適正な管理をすること。
 - (3) 分解、改造、損壊、破棄及びその他これに類する行為を行わないこと。
 - (4) 転貸又はモニターの決定に基づく権利を譲渡しないこと。
 - (5) 当社のガス供給区域以外で使用しないこと。
- 2 使用者は、ファンヒーターの盗難、亡失、損壊又は故障が生じたときは、速やかに当社に連絡していただきます。
- 3 使用者は、ファンヒーターの盗難、亡失、損壊又は故障が使用者の責めに帰すべき事由による

ときは、それによる損害額を負担していただきます。

(解約)

第9条 使用者は、転居等やむを得ない理由がある場合に中途解約することができます。

(契約の解除)

第10条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、モニターを解除することがあります。

- (1) 申込書の内容に偽りがあったとき。
- (2) 使用者が第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他本規約の規定に反したとき。

2 前項の規定により、契約の解除において使用者に損失が生じても、当社はその損失を補償いたしません。

(保守・修繕)

第11条 当社は、使用者の責めに帰さない事由による故障又は破損等の機能不全によりファンヒーターが使用できなくなり、かつ使用者からその申し出があったときは、無償で修理又は交換を行います。この場合、決定案内書に記載の型式、製造番号等が変更されることを了解いただきます。

(モニター終了、中途解約または解除時のファンヒーターの取外し等)

第12条 モニター期間が終了、もしくは第9条または第10条による中途解約または解除をする場合、当社は速やかにファンヒーターを取外しいたしますので作業に支障がないようご協力いただきます。なお、取外しの日まで第8条に定める義務を遵守していただきます。

2. モニター終了後、機器の紛失等により当社へ機器を返却できない場合は、1万円に消費税及び地方消費税を加えた額を申し受けいたします。

(協議)

第13条 この規約に定めない事項については、法令および商慣習に従うほか、当社と使用者が誠意をもって協議するものとします。